

乙第A17号証

第217回国会 参議院 内閣委員会 第18号 令和7年5月29日

令和七年五月二十九日（木曜日）
午前十時二分開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

藤木 眞也君
窪田 哲也君

五月二十九日

辞任

藤井 一博君

補欠選任

藤井 一博君
山本 博司君

補欠選任

古庄 玄知君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

和田 政宗君

磯崎 仁彦君
酒井 庸行君
山本 啓介君
木戸 英司君
竹谷 とし子君

委員

青木 一彦君
石井 浩郎君
今井 絵理子君
古庄 玄知君
友納 理緒君
藤井 一博君
山谷 えり子君
石垣 のりこ君
石川 大我君
奥村 政佳君
鬼木 誠君
山本 博司君
片山 大介君
柴田 巧君
竹詰 仁君
井上 哲士君
大島 九州男君

国务大臣

国务大臣
(内閣府特命担
当大臣)

坂井 学君

副大臣

内閣府副大臣

鳩山 二郎君

大臣政務官

内閣府大臣政務
官

今井 絵理子君

事務局側

常任委員会専門
員

岩波 祐子君

政府参考人

内閣法制局第一
部長
内閣府大臣官房
長
内閣府大臣官房
審議官

佐藤 則夫君

松田 浩樹君

矢作 修己君

| | |
|--------------------------|--------|
| 内閣府大臣官房 総合政策推進室 室長 | 笹川 武君 |
| 内閣府日本学術 会議事務局局長 | 相川 哲也君 |
| 総務省大臣官房 審議官 | 佐藤 紀明君 |
| 文部科学省大臣 官房審議官 | 奥野 真君 |
| 国土交通省大臣 官房審議官 | 堀 真之助君 |
| 防衛装備庁技術 戦略部長 | 松本 恭典君 |
| 参考人 日本学術会議会 長 | 光石 衛君 |

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 参考人の出席要求に関する件
- 日本学術会議法案（閣法第三六号）（衆議院送付）

○委員長（和田政宗君） ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○石垣のりこ君 簡単に今御説明いただきましたけれども、目的と書かれておりまして、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の財産であるということ、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とすると書かれております。このことを正当な理由なしに妨げてはならないということは皆さんも御承知ではないでしょうか。それでは、二〇二〇年、菅政権下で現行の学術会議法における総理大臣の会員任命権の法解釈変更に関して日本学術会議事務局と内閣法制局とで行われた検討過程を示す文書、内閣法制局審査資料と申しますが、この黒塗り部分の開示について、この内閣委員会での理事会協議事項になったままでございます。

これ、不開示としている理由について、改めて御説明ください。

○政府参考人（相川哲也君） お答えいたします。お尋ねの文書ですが、日本学術会議事務局において作成をしたものでございます。御指摘の部分の記載内容でございますが、内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命に関する法解釈についての検討の過程で作成をされた文案でございます。人事に関わる内容、具体的には、内閣総理大臣による会員の任命に関する法解釈につき整理、検討した行政庁間の協議過程における未成熟な記載でございます。最終版には記載されなかったものでございます。

当該部分ですが、情報公開法の開示事由であります。不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれなどに該当すると判断したことから不開示としておるところでございます。

○石垣のりこ君 黒塗りのところには、不開示部分ですよね、これは任命拒否できる場合の判断基準、要件などが記載されていると流れを追っていくと推測されるわけでありまして。これは、一般論として法解釈として伺うんですが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関情報公開における第五条第五号の、今御説明いただいた、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれというのはどのようなことを想定しているのか、これ、所管の総務省に伺います。

○政府参考人（佐藤紀明君） お答えいたします。不当にでございますけれども、本号でいいます不当にとは、一般に、審議、検討など途中段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、予想されるおそれへの支障が看過し得ない程度のもを意味しているものでございます。なお、予想される支障が不当なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らしまして、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較考量した上で判断されるものでございます。

具体的には、内閣府において判断されたものでございますので、その内容につきましては総務省としてはコメントを控えさせていただきます。

○石垣のりこ君 今回の、この二〇二〇年の話ではなくて、法律の立て付けとしてというか解釈として具体的にどのようなことが想定されているかということで、より、今、未成熟な情報が確定的情報

と誤解されて国民の間に混乱を生じさせるというような御説明が先ほどあったんですけれども、こういう事態について、これは具体的な想定というのはこの法律の中でされていますか。総務省、お願いします。（発言する者あり）

○委員長（和田政宗君） 挙手の上、お願いします。

○政府参考人（佐藤紀明君） お答えいたします。

あくまで一般論でございますが、例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから政府として取引の規制が検討されているような段階で、その検討情報を公にすれば、買占め、売惜しみなどが起こるおそれがあるといったような場合に国民の間に不当な混乱が生じる可能性があると考えられます。そういったものを、例えばということで一般論として想定したものはございます。

以上です。

○石垣のりこ君 今御説明いただいた件は、内閣法制局における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準、内閣法制局訓令第七号の五、審議、検討等情報についての条項の中にも書かれている内容かと思えます。

これ、任命拒否できる場合の判断基準や要件を公にすることが不当に国民の間に混乱を生じさせるという事態を引き起こすおそれがあるというのは、今御紹介いただいたような、特定の物資が将来不足することが見込まれ、買占めとか売惜しみなどが起こるおそれがある場合という想定とどうしても結び付かないと私は思います。これ、一体どんな基準や要件なのか、むしろ隠されることの方がよっぽど国民の間に混乱を生じさせる事態になるのではないかと逆に恐れを抱きます。

この点に関して、大臣、いかがですか。

○委員長（和田政宗君） まず、相川日本学術会議事務局長。

○政府参考人（相川哲也君） 御説明申し上げます。

本件は、まず、裁判で現在係争中の事案でございます、その主張の詳細を申し上げるということではできかねるところではございます。

ただ、御説明申し上げますと、今回のこの不開示部分でございますが、会員の人事に関わる内容に関する記述でございますので、例えばそれが日本学術会議において内閣法制局の最終的な了解を得た考え方に係る確定的情報であると誤解をされましたら、不開示部分が令和二年十月の会員任命など個別の任命にも適用された考え方であるとの誤解につながり得るほか、今後の会員の任命についても、あたかも任命権者である内閣総理大臣の個別の判断が当該考え方に即して行われるかのような誤解を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると考えております。

○石垣のりこ君 ちょっと、不当にということについてちょっと詳しく伺いたいと思うんですけれども、この内閣法制局における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準によりますと、この不当にというのは、審査、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味するとあります。

これ、間違いないでしょうか。内閣法制局ですかね、これは。

○政府参考人（佐藤則夫君） ただいま御質問いただきました基準でしょうか、申し訳ございません、昨日質問通告いただいておりますので、今、私、手元にはございません。したがって、ちょっとお答えはできかねるということでございます。

○石垣のりこ君 文書に書いてあるので、確認していただければそのとおりに書いてあります。

これ、また、意思決定する前に公開されると、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度だと困るというのは、意思決定過程の前だったらまあ百歩譲って分からなくはないわけです。じゃ、これ意思決定がされた後ならどうかということなんですね。

これ、審査基準の（６）のウのところ、これちょっと皆さんに御提示できなくて恐縮なんですけれども、これ、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることによつて、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、今し方御紹介をしましたこの不開示理由、行政情報公開法の不開示理由、第五条の五号に該当するというこの判断基準が示されているわけでありませう。

ということとは、これ今裁判の間なので具体的にお答えはされないということですが、二〇二〇年に既にもう決定されていて、過去の情報で、過去の、もう意思決定がされたことであるにもかかわらず、今黒塗りで開示することができないということは、今公開しても、今後の同様の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるというふうに判断されているということで、さっきちょっと重なるかと御答弁あったと思うんですけど、この点は合致するでしょうか。

○政府参考人（相川哲也君） お答え申し上げます。

先ほど不開示部分についての具体的なおそれについて御説明申し上げましたが、現時点においても該当するというふうに考えております。

○石垣のりこ君 ということは、二〇二〇年のこの菅政権下で現行の学術会議法における総理大臣の会員任命権の法解釈変更に関して日本学術会議事務局と内閣法制局とで行われた検討過程を示す文書の黒塗りは今の要件に当てはまるということになるかと思えます。

これ、そういう解釈で問題ないですか。

○政府参考人（相川哲也君） お答え申し上げます。

これが内閣法制局の最終的な了解を得た考え方に係る確定的な情報であると誤解をされれば、先ほど申し上げたような、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるということでございます。

○石垣のりこ君 おっしゃっているのは、じゃ、この判断基準であろう黒塗りの部分は、今回出されている新しい学術会議の法律の中の、監事の指名であるとかそういう判断基準とは直接関係がないという認識でよろしいでしょうか。

○政府参考人（相川哲也君） まず、今回の文書でございますが、先ほどから法解釈の変更に關わる文書というような御説明もございましたけれども、事務局、日本学術会議事務局で承知しておりますのは、こちらの文書は、当時事務局において、会長や会員の方々から問合せがあった場合に回答する目的で、従来からの推薦と任命の關係の法的整理を再度確認するために作成したというふうに承知をしております。

○石垣のりこ君 済みません、それ、法解釈、任命の、形式的任命では元々なかった、法解釈は行われていないという今の御答弁ですか。

○政府参考人（相川哲也君） 法解釈の変更を行うために内閣法制局と調整をし作成したのではなく、従来からの整理を再度確認するために作成をしているものということでございます。

○石垣のりこ君 じゃ、従来の解釈そのままだったら、何で隠すんですか。

○政府参考人（相川哲也君） 今回の不開示の部分については、それを作成する過程で最終的には入れられなかった、最終的には記載されなかった部分でございます。それについて、それが開示されれば、国民の誤解を生んだ場合に不当に混乱を生じさせるおそれがあるということであらうとさせていただきます。

○石垣のりこ君 だんだん迷路に入っていくわけですね。不開示になっていること自体が、そしてまた、あれですよ、学術会議におけるこの任命に關してですよ、開示すると国民に混乱を生じさせるおそれって一体何なんだということですよ。かつ、しかも、これからの判断に影響を及ぼすだけではなくて、今後の判断にも誤解をされて影響を及ぼす可能性があると言っているわけですから、それが本当に誤解だらうがなからうが、今回の法律に關してやっぱり關係してくる判断基準だというふうに見えるんじゃないですか。

○政府参考人（相川哲也君） お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、今回のこの作成文書は、現在の現行法の日本学術会議の内閣総理大臣の会員の任命に關する解釈を確認するために作成をしたものであって、法解釈の変更のために行ったものではないです。かつ、今回不開示の部分というのは、その作成過程で、内閣府と行政庁間で協議を行う過程において変更、修正が加えられて、最終的には記載されなかった部分でございますので、その内容について確定的でないものについて、それが開示された場合に不開示事由に該当する混乱が生じるおそれがあるかどうかというのを判断したと、こういうことでございます。

○石垣のりこ君 検討過程も大事なんですよ。というか、むしろ検討過程が大事なんですよ。だって、ここで今やっていることは法案の審議の検討過程ですよ。この過程はいいから、最終的に、じゃ、採決を行いますって手挙げたところだけ出せばいいんですか。

何のためにこの議会はやっているんですか。法案の審議やっているんですか。おかしいですよ。何か御意見あれば。

○政府参考人（相川哲也君） 検討過程と申し上げました。今回のこの文書でございますが、法解釈の変更を意図したのではないということはお先ほどから申し上げております。従来からの解釈を確認するために行われたものでありまして、そのために担当者の試案に相当する部分が当初から、のものから入っておるわけでございます。（発言する者あり）試しの案ですね。したがって、これは、必ずしもその協議の段階で行政庁としてこれを意思決定をした文書のやり取りをしているとは認識をしております。

したがって、これが検討過程の情報として開示をされた場合に不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるという判断をしておるということでございます。

○石垣のりこ君 だって、法解釈は変更していないのに、何で試案入ってくるんですか。だって、何の法解釈も変更していないんでしょ。その試しの案って、何で入ってくるんですか。

○政府参考人（相川哲也君） 現在の法解釈を整理する上で、協議を行う場合に、まずは担当者間でたたき台というものを作るといことはあろうかと思っております。そういう意味で、試案を重ねて最終的な結論に至るといことは一般的には起こり得ることかなというふうに思います。

○石垣のりこ君 いや、法解釈変更していないんだって何にも隠す必要ないですよ、今までやってきたことなんだから、何の關係も、逆に、隠されることあるということ、何か変更が生じていたり、それなりに、もしかしたら、じゃ、むしろ今までの解釈自体に問題があった可能性だってあるわけじゃないですか。

隠されること自体が、やはり、この法案の今の解釈の整理であったというその御意見であったとしても、御主張であったとしてもですよ、隠されること自体は、やはり、この行政に対する国会のチェ

ック機能、監督機能ということに関して、やはりこれ侵害することですよね。きちんとこれ、開示すべきなんじゃないでしょうか。

もし、これを開示することによって、おっしゃるとおりに国民の間に混乱が生じるということなのであれば、この委員会で、秘密会にしてこの中で確認できるようにしたらいいと思いますけれども、いかがですか。これは大臣に伺います。

○国務大臣（坂井学君） 済みません、申し訳ありません。もう一度御質問いただいてよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○石垣のりこ君 今、この理事会協議事項になったまま塩漬けになっている黒塗り部分の開示をしてくださいということを私たちは申し上げております。でも、開示できないという理由をおっしゃっています。なぜならば、それを開示することによって不当な、国民の間に不安が生じるということを経由して挙げていらっしゃるんですよ。

じゃ、国民の皆さんに広く、過去にもう意思決定がされたものであっても、それを出すことによって混乱が生じるというのであれば、本当にその法の整理なのか、私たちは法解釈の変更だと思えますけれども、妥当なものであるのか、正当なものであるのか、国会の場において、この唯一の国権の最高機関たる国会の場において行政監視をする上で、知らないことには、その黒塗りが分からないことには判断ができないということはずっと申し上げているんです。

広く伝えることが駄目だったら、この中で本当に妥当性があるのかどうかきちんと明らかにすべきだと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂井学君） 今の立場は、事務局の方からる御説明があったところでございます。そしてまた、まさしくその部分に関して今裁判が行われているということも認識しております。

私が申し上げたいのは、今ここで御審議をいただいている学術会議の法人化の法案というのは、国が設置する法人として必要な規定を整備するものでありまして、今の国の機関である学術会議について規定する現行法の解釈等とは関係がないということを知っているということでございます。

○石垣のりこ君 関係がないとおっしゃるのはそちらの理屈であって、どう考えたって、今これを出すことによって混乱が生じるから、もう既に意思決定されたものだって出せないって言うわけですから、関係してくるんですよ、いやが応でも。

だからこそ、このクローズされている場で、公にするのが難しいのであれば、きちんと私は、この内閣委員会の場で、秘密会でも結構ですので、ちゃんと提示すべきだということをこれは理事会協議としてお諮りいただきたいと思えます。

○委員長（和田政宗君） ただいまの件については、後刻理事会で協議いたします。

○石垣のりこ君 これ、行政機関情報開示法の第五条五号に、第五号に関して逐条解説を見ると、この不開示規定該当性について行政機関の長に広範な裁量が認められているわけではないというふうにも書かれています。これ、第五条第六号の柱書き、支障を来すおそれということもこの開示をしないことの理由に過去の答弁でも挙げていらっしゃいますけれども、これ、あくまでもこの支障を来すおそれについても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性というのが要求されると書いてあるわけですね。これ、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される任命拒否の判断基準って一体何なんですかと。公開しない方が重大な問題が生じるということを改めて申し上げたいと思えます。

五月十六日に東京地裁が、首相の任命権を考えるに当たって有用な文書で公益性は極めて大きいという判断をしている。現在の法解釈の正当性を考えるには検討過程の情報も重要で、それが公開されても混乱が生じるおそれもないと。これは今後争うということでもありますけれども、これ地裁で、この司法の場での、地裁ですけど、まだ最終結論じゃないですよ、でもこういう判決も出て、開示命令が出されているわけです。そもそも、黒塗り部分の開示なしには新しい学術会議法の審議などあり得ないということをお知らせしたいと思います。

その上で、この法案の作成過程についても疑義を申し上げたいんですね。…

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

まず、法案審議の前提である任命拒否問題について大臣にお聞きいたします。

政府は、一九八三年の法改正当時の、内閣総理大臣の任命が形式的であるという国会答弁で確定した解釈を、二〇一八年に政府内部の検討で、国会にも示さずに、推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと一方的に勝手に覆して、六人を任命拒否をいたしました。

こんな一方的な解釈変更が許されるならば、政府がこの委員会でどんな答弁をしようとも後で覆ってしまうと、全く信用できないことになるわけですね。これでは国会審議の意味がなくなると思いますが、大臣、いかがですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣（坂井学君） これまでも国会で御答弁申し上げているとおり、公務員の選定、罷免権が国民固有の権利であるという考え方に照らせば、国家公務員である日本学術会議の会員任命に当たって、任命権者たる内閣総理大臣が学術会議の推薦どおりに任命しなければならないというわけではないと承知しております。

このことは政府としての一貫した考え方であり、解釈変更がなされたわけではないということはこれまで国会審議等の場で内閣法制局からも繰り返し答弁がなされているものと承知をいたしております。

○井上哲士君 同じ答弁繰り返されるんですが、日本学術会議事務局と内閣法制局の間で二〇一八年九月から十一月にかけて、行われた解釈変更の検討過程を示す文書、検討文書と呼びますが、一部黒塗りでしか開示されておりませんが、開示された部分を見ますと明らかな解釈変更が明らかになるんですよ。

九月二十七日の検討文書ではこう書いてあります。内閣はこの推薦に拘束され、単に国家公務員たる会員の身分を確定させるために形式的に任命しており、内閣総理大臣に拒否の権能はないものと解するのが相当であると明記されているんですね。つまり、これが国会答弁に基づく当時の解釈であり、運用だったということではありませんか。一九八三年の法改正時から一貫した解釈ではなくて、この検討を経て解釈が変えられたということじゃありませんか。

○政府参考人（相川哲也君） 事務局で作成した文書に関する御質問でございます。

一般的に、行政庁間における協議過程で作成された文書は、担当者が作成した試論段階の記載やその他参考となる情報が記載されることがあり、そういった意味において、本件文書には、平成三十年十一月十三日付け資料最終版には記載されなかった未成熟な記載が含まれております。

このような未成熟な記載の部分が最終版を作成する過程において変更されたり削除されたりしたものでございます。

○井上哲士君 そういいかげんな答弁やめてほしいんですよ。

いいですか、先ほど九月二十七日の文書のことを言いましたけれども、それが検討を通じてどんどんどんどん変わっていくんですよ。

十月十九日付けの文書では、内閣総理大臣は、日本学術会議からの推薦を十分に尊重する必要があるのであって、実質的な任命権は日本学術会議にあり、内閣総理大臣の任命権は形式的なものとなるのが期待されていると。形式的と期待されていると、こういうことになりました。ところが、今言われた十一月十三日の文書では、この形式的という総理が国会で答弁した言葉もなくなるんですよ。そして、任命拒否ができないとは言えないという言葉になったんですよ。

何でこの形式的という言葉、総理が国会の法案審議でやった言葉を何で削ったんですか。

○政府参考人（相川哲也君） お答え申し上げます。

形式的な任命のという部分について最終的な段階の文書のところでは入っていないということにつきましては、御指摘のとおり、その点については、先ほども申し上げました未成熟な記載の部分であって、協議の過程において変遷をしたものと、修正されたものというふうに認識しております。

○井上哲士君 当時、総理が未成熟な答弁したというんですか。めちゃくちゃですよ、そんなのは。こんな勝手な解釈変更許したら、国会審議が意味ないことになるんですよ。与党の皆さん、こんなことでもいいんですか。答弁したって変わっちゃうんで、知らないうちに。私はこんなこと許せないと思っていますよ。

さらに、大臣は、二〇二〇年の任命に当たって、学術会議が推薦名簿を提出する前に事務局を介してこれまでと同様に学術会議の会長と任命権者との間で意見交換が行われたが、任命の考え方のすり合わせまでには至らなかったと答弁をされております。

これも追加して聞きますが、しかし、当時の山極会長は、杉田官房副長官と直接会うことも電話で話をすることも事務局長を通じて断られた、話し合いたいとの官邸からの誘いもなかったと述べたことが報道をされております。この学術会議の会長が会いたいと言うのを断って、全く耳を貸さずに、官邸側が一方的に外すべき者と任命拒否した六人のリストを示したわけですよ、あのバツ印の文書をね。一体これが、どこが会長との意見交換だと、大臣答弁で言われましたが、何がこれが会長の意見交換なんですか。

○国務大臣（坂井学君） これまでも御答弁申し上げているとおり、日本学術会議から推薦名簿を提出する前に事務局を介して学術会議の会長と任命権者との間で意見交換が行われていたが、令和二年十月の任命に当たっても、これまでと同様に、推薦名簿が提出される前に事務局を介して意見交換が学術会議の会長との間で行われたものの、その中で任命の考え方のすり合わせまで至らなかったものと承知をいたしております。

○井上哲士君 だからその答弁について聞いているんですよ。現に会長が、事務局長を通じて、当時の杉田官房副長官と会うこと、電話で話すこと、求めたけれども断られたと言っているんですよ。これでは会長との意見交換にならないじゃないですか。どこが意見交換なんですか。

○国務大臣（坂井学君） 具体的にどなたと会ったか、そしてそこでどんなやり取りがあったかについては、これは人事のプロセスに関することであり、お答えを差し控えたいというのがこれまでの政府のスタンスであり、ここは御理解をいただきたいと思っております。

○井上哲士君 理解できません。人事だからこそ公正なプロセスが必要なんですよ。そして、会長との意見交換と言っているんですよ。それが誰とやったか分からないと。そんなことあり得ないですよ。

ですから、もう政府が一方的に法律の解釈を変更し、それを根拠に任命拒否をして、学術会議会長

の面談要請も拒否して、そして一方的に拒否リストを出したわけですね。しかも、この任命拒否の理由も経緯も示されておりません。こんな下では私は、そしてその下でこの会員が欠員になっているという違法状態が続いているんですよ。これ放置したまま、審議をする前提を欠くということ強く言いたいと思うんですね。…

○大島九州男君 一〇〇%じゃないけれども、九〇%そういう力働いたと、私はそういうふうには理解をしました。

それで、結局、先ほど付け足された二〇二三年デュアルユース。いやいや、当然、予算もない、学者としてはいろんな研究したいと。そうすると、先ほど防衛省が言った、いや、民生技術なんだと、いや、自分が今やろうとしているのは軍事のためじゃないぞと、これは民生技術のためにここにある、毒まんじゅうとは言わぬけれども、防衛省が出すお金を少しもらってそして自分のやりたい研究をやるんだというふうには、要は、心をそういうふうにはちょっとチャンネルを、方向性を少し曲げて、そして自分のやりたい研究に進もうとしたという先生は僕は僕はいると思いますよ。

だから、そういうことをやる政府のやり方が私はちょっとおかしいんじゃないのと。だから、大臣がさっきから答弁苦しいのはそういうことなんですよ。だから、はっきり、いやいや、学術会議に政府がしっかりとと思うような学術的知見とかそういうものを発表させて、大学も学生も喜んで軍産学に協力できるようにするために、学術会議を自分たちの方向に導くための、そういう理念でもって今回法案をいろいろ作成してきたんだと。

だから、当然今までの学術会議の理念と相反するところがあるからだからちょっと平行線になったけれども、あらゆる手段を講じて、いやいや、予算をちょっとこうふうに絞ったりとか、ここにぶら下げるものをちょっと変えたりとか、あとは、世間の人が見て、政府がその影響力を持たせるような形に見られると良くないから、政府はそういう人事とかには関与しないよ、しかし、ここに送り込む学術の代表者とかいろんな知見の人たちは、政府の思いを持った、忖度できる、そういうメンバーをつくって運営をすることによって政府の思いが実現できる、こういうような学術会議法として作った法律ですよと。あ、あ、そうだよと、みんなすんと腹に落ちると。

でも、それに対して、本当にそれでいいのか悪いのかということ議論すればいいんだけど、本質が何かまるっきり雲に隠されて煙を巻いたような本質で何か答弁されるから非常に分かりにくいというふうには思うわけです。

会長、内閣総理大臣による会員の任命は、日本学術会議法十七条に基づき、学術会議から推薦された会員候補者を形式的に任命するというふうになっていたと私は受け止めています。二〇一八年秋に内閣府日本学術会議事務局において内閣総理大臣の任命の在り方の検討が行われて、二〇一八年十一月に取りまとめられた日本学術会議法第十七条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係において、内閣総理大臣は日学法第十七条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えると。この当時、というか、安倍総理がいろんな解釈変更をやられた、そういった流れを受けてやっているわけですよ、これは。

この時期、まさに学術会議が軍事的な安全保障研究の検討に取り組んで成果を出していたことであることから、政府に都合の悪い人物を会員にしないために検討を進めていたんじゃないかと、そういう流れの中で今があるというふうには私は理解しているんですけど、会長、どうでしょうか。

○参考人(光石衛君) ちょっと質問に必ずしもお答えしていることになるかどうか分からないんですが、任命されていない六名につきましては、引き続き第二十五期、第二十六期の会員候補者であるとのこれまでの立場に変わりはありません。引き続き、任命されない理由を説明いただきたい旨を申し上げているところでございます。

御指摘の箇所なんですけれども、その文書におきましてより重要なのは、日本学術会議は法律上、科学者の代表機関として位置付けられており、独立して職務を行うこととされていること等によることからすれば、内閣総理大臣は、任命に当たって日本学術会議からの推薦を十分に尊重する必要があるとされている部分ではないかというふうに考えております。

○大島九州男君 いや、まさに会長たちの本音ですよ、それがね。

だから、そういう法案を作ればいいわけで、…